

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第11 準備書面

令和4年8月19日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

第1 はじめに

本準備書面は、甲B29の1～7に基づき、原告らの第10準備書面を補充することを目的としている。

第2 「避難計画は「防災」の枠組みである以上、「起きたものとして」立案することが当然である。たとえば地震・津波に対する防災計画では、通常は最大想定をもとに理工学的なシミュレーションに基づいた被害予測を起点として、そこからいかに被害を軽減するかという「減災」の考え方が基本となる。」（甲B29の1の1～2頁）（以下、同）について

原子力規制委員会も「減災」の立場に立っている。原子力規制委員会の更田委員長が令和3年4月8日の国会の原子力問題調査特別委員会において示した見解（甲B27の2）は、原子力規制委員会を代表する立場での見解であり、原子力規制委員会の見解と同一である（甲A57の1～2）。更田委員長が同規制委員会で示した見解の骨子は以下のとおりである。

- ① (第1層から第4層について) どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本である。
- ② そういった意味で、プラントに対する対策を考えると、防災について考えるところというのは、独立して考えるべきものである。これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこれぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険がある。
- ③ 防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべき。(その意味においても) プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかり策定するという責任は独立して考えるべきという性格を持っている。
- ④ たとえ新規規制基準に適合している炉であっても、百テラベクレルを上回るような放射性物質の放出を起こす事故の可能性を否定すべきではない(甲A57の1)。

この見解と、被告の主張する「本件避難計画の不備により人格権侵害による被害が生じる具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において原告らが避難を要する放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められることが必要である。」「そのような事故が発生する具体的危険の主張立証責任は原告らが負うところ、原告らは、その点に関する主張立証を一切していない。」(被告第2準備書面3頁)は明らかに対立する。

被告の主張は、原告らが本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を立証されない限り避難計画の不備を問う必要はないということであるからである。

被告が「具体的危険の主張立証」にこだわり、原告らがその要件をクリアしない限り、実体判断に入ることを拒否するのであれば、検査場所に600名の要員を派遣する根拠を被告に問わざるを得ない。「減災」の立場に立って派遣に

同意したのかどうか、ということである。

言うまでもなく、600名の要員の派遣は、県の計画（甲B22）に基づくものであるが、県の計画は明らかに「減災」の立場に立っている。計画の目的として「放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する」を掲げているからである。

ベースとなる指針も、目的として「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとすることにある」を掲げ、「減災」の立場に立っていることを明らかにしている。4層までの壁が破られ、放射性物質が外部に放出した場合のリスクをいかにして下げるかを目的として5層が構築されている以上、当然のことである。

「減災」の立場に立つ県の計画に従い、600名の要員の派遣に同意したということは、被告も「減災」の立場に立っているということに他ならない。「減災」の立場に立っているにもかかわらず、原告らに「具体的危険の主張立証」を押しつけ、実体判断に入ることを拒否するのは、以下の点で不当である。

第1に、具体的危険を予測し、対策を立てるのは、被告と規制委員会の役割であり、原告らの責任ではないということである。

第2に、被告と規制委員会が予測できる具体的危険については、既に安全対策が施されている訳であるから、被告が主張立証を求めるのは、被告と規制委員会が予測していない想定外の危険ということにならざるを得ず、1層から4層までの知識を持たない原告らに不可能を強いることになる。

第3に、不可能な要件を原告らに強い、それをクリアしない限り実体判断に入ることを拒否するということは、規制委員会の規制を受けない5層を裁判所の審理の対象からも外すことを意味し、4層までが規制委員会の規制を受け、かつ、裁判所の審理に含まれていることとの対比においても不当である。5層をアンタッチャブルにすれば、安全神話をはびこらせることになる（現に安全神話をはびこっていることは後記第15のとおり）。

第4に、5層が放射性物質が外部に放出されたことを前提にしているにもかかわらず、いつ、どのようなきっかけで放射性物質が放出するかを求めるのは、屋上屋を架す不必要な要件である。

第5に、仮処分の即時抗告審が「本件2号機において放射性物質放出事故が発生する具体的危険性があることの主張疎明がない以上は、債権者らの生命又は身体が侵害される具体的危険性の存在は認められない」とする一審の判断を追認しなかったのは、一審の判断が不当であったからである（甲B23の1、甲B23の2）。

逆に規制委員会の規制をパスした以上、2号機は放射性物質を外部に放出するような事故を起こすことはあり得ない、すなわち「減災」の立場に立たないということであれば、第1に、なぜ600名の要員の派遣に応じたのか、県に対し「具体的危険を主張立証してから要請して欲しい」となぜ言わなかったのかを明らかにするべきである。又、協議会の作業部会に毎回出席し、令和2年3月25日の協議会で被告の増子副社長がなぜ「福祉車両等の移動手段の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供、避難所等への生活物資の支援をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答し（甲B16の10）、同日同協議会が下した「確認」に賛同したのか、その理由も明らかにするべきである。協議会の作業部会に毎回出席し、600名の要員の派遣に同意しつつ、「減災」の立場を否定するのは明らかに矛盾している。

第2に、4層まで規制委員会の規制に全面的に服しつつ5層のみ規制委員会と対立する見解に立つ理由を明らかにするべきである。第3に、この立場は「事故など起こらないから5層の備えはこの程度で差し支えない」という上記②の「一緒くた」の議論に他ならず、5層に安全神話をはびこらせ、5層を脆弱化させる危険性がある。

以上のことからすれば、被告が実体判断に入る要件として「具体的危険性の主張立証」を求めることは不当である。

検査場所が開設できるかどうかすら、はっきりしない現状にあることは、第10準備書面で詳細に述べたとおりである。しかし、県も市もそのような現状にあることを隠し、実効性を仮装している。

実効性が欠けている検査場所を、実行性が保たれているかのように装うことは、「減災」を目的とする避難計画を「増災」に変貌させることになる。開設できるかどうかすら、はっきりしない現状にある検査場所に向かう避難者を待ち受けているのは、避難計画などない方がましであったという過酷かつ危険な避難であり、避難計画によるプラスは何もなく、ふりかかるのはマイナスのみである。

検査場所が「減災」どころか（計画など無い方がましだったという）「増災」に変貌することが確実であれば、「増災」への変貌をもって人格権侵害の危険があると判断されるべきである。本件訴訟の目的は、「増災」の阻止にある。

被告が敢えて600名の要員を派遣する自らの立場に矛盾する主張をし、実体判断に入ることを拒否しているのは、後記第15で述べるように、県と市の避難計画が全ての面において「起きないもの」という安全神話の下で進められ、それによってもたらされた杜撰な実体が露呈するのを恐れているからである。杜撰な実体を明らかにし、安全神話を別決するためには、裁判所の実体判断が必要であることは言うまでもない。

第3 「この図より、たとえばUPZから西方向に避難する場合の検査場所（東松島市・鷹来の森運動公園）等いくつかの検査場所候補は $100\sim 1000\mu\text{Sv}/\text{時}$ の範囲にあり、「原子力災害対策指針（以下「指針」）（甲B1）」の防護措置OIL1, 2に該当する。すなわち検査場所自体が避難範囲に該当する可能性があり、その場合には検査場所の開設ができないか、あるいは移転の必要が生じ、避難計画は全く破綻をきたすこととなる。」

「また図3は同じくSPEEDIの結果を参照して、放射性物質（ ^{131}I ）の地表汚染密度を推定したものである。着色部は $1.2\times 10^6\text{Bq}/\text{m}^2$ を示す。後述するように検査場所で避難車両（避難者）の簡易除染が必要となる計数率（ β 線） $40,000\text{cpm}$ の汚染密度に相当する区域である。検査場所自体がこの範囲に存在していればバックグラウンド値（地表に堆積した汚染物質からの放射線）が高く測定自体が困難となり検査場所として機能せず、簡易除染を行っても汚染を計数率 $40,000\text{cpm}$ 以下に下げられない可能性が高く避難者は別途除染施設への移動、避難車両は一時保管が必要となり、すべての避難車両（避難者）の通過ができない可能性もある。」（4～5頁）

「原告が準備書面8で指摘するように、現在の検査場所→受付ステーション→最終避難者という仕組みを見直し、検査場所は最終避難所の近傍に設けること（準備書面8p.28）という対策は妥当といえる。また「新潟県報告書」でも「スクリーニングポイントがあるために非常に混雑するようであれば、スクリーニングポイント設置のメリットとデメリットを考慮して、対策を検討した方がよいと思う。例えば、スクリーニングポイントをなるべく 30km 以遠に配置すれば、避難者が 30km 圏外へ出る時間は少しでも早くなるので、スクリーニングポイントの設置場所については検討した方がよい（p.121）」と指摘されている。」（7頁）について

検査場所の設置位置によるプラスとマイナスを検討することなく、県内の避難先自治体に散らばる前に検査を終了させるというプラスのみに着目して、

30 km圏内あるいは30 km圏の近傍の場所に設置を決定したことによる重大なマイナスについての指摘である。

30 km圏内あるいは30 km圏の近傍に検査場所を置いたため、使用する検査場所と使用しない検査場所を区別し、使用する検査場所を被告や県に連絡する県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）の役割が重要になるが、第8準備書面第2の1の（1）で述べたように、オフサイトセンター内部の役割分担が定まっていない結果、今に至っても使用する検査場所と使用しない検査場所の区別の責任者、（被告に連絡して）検査場所の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示すべき責任者が定まっていない。

そして第10準備書面第8で述べたように、その状況は現在でも変わっておらず、オフサイトセンターの意思決定の遅れによって検査場所が時間切れになる可能性が高い。

第4 「女川地域においては住民が多岐にわたる問題点を指摘しているが、これはいずれの原子力発電所立地地域においても共通に発生する問題である。このため、たとえば新潟県避難委員会報告書においても下記のように同じ問題意識に基づく指摘がなされている。こうした点に関して県は「文書不存在」との回答を繰り返しているが、本当に具体的な検討を行っていないとすれば、女川地域の避難計画の熟度の低さを示すものである。

付言すれば以下のような検討により、新潟県では計画を見直して検査場所候補について当初の予定18箇所を38箇所に増やすなどの対応を行っている。

- ・初期段階で必要な要員を確保することができるのか。また、避難者が既に動き出している状況で、要員や機材を円滑に搬送することができるのか、検討が必要である。

- ・そもそも、迅速な避難と被ばくのトレードオフ（[筆者注] 検査を確実に行おうとすればそれだけ時間がかかり、状況によっては線量率が高い場所に避難者

を留め置くことになるので被ばく量が増加する)を解消すべく、スクリーニングポイントや機材・人員の可能な限りの拡充が検討されなければならない。理論的には、これら設備条件の拡充によって、このトレードオフ問題は克服可能である。

- ・即時避難、一週間以内に避難などのフェーズがあるので、スクリーニングポイントの開設や要員、機材の確保などもそれに合わせた制度設計の検討が必要である。

- ・スクリーニングポイントでの待機時間がある程度の時間以内になるように会場を開設するようにするなどの検討が必要である。早急に避難させるべき人を、風向きによっては危険度が高まる可能性がある場所に留め置いてしまうようなことがあってはならない。

- ・ある程度時間が経過してからは、東京電力(※新潟県の場合)および電気事業連合会を通じたほかの電力会社からの応援を受けることになる。その役割分担は明確化する必要がある。

- ・また、計画上は現在、想定されていないが、例えば、福島県など放射線の取り扱いに慣れている県外からの応援も当然受けることとなると考えられる。普通の災害対応でいえば「受援計画」にあたる部分、機材および人員の提供可能性とその調整方法を考えておく必要がある。

- ・交代要員の確保の検討が必要である。」(8～9頁)について

新潟県の検証委員会の「検証報告書」(甲B29の2)28～29頁の指摘は極めて重要である。そこでは「迅速な避難」「(迅速な避難が遅れた場合の)被ばくの危険性」「必要な要員と資材の確保と搬送」を組み合わせた検査場所毎の制度設計の検討の必要性を説いている。

第10準備書面で述べたように、本件の検査場所については、検査場所毎の制度設計(甲B29の3のマニュアル「はじめに」の「いつ、どこで、何(検査、簡易除染等)を、どのように行うか)が行われておらず、その結果、「そ

もそも開設できるのか」「(開設できるのは) 避難開始後何日か」「稼働は何日続くのか」が不明な現状にあり、県の怠慢は新潟県との比較においても著しいものがある。

第5 「訓練では日時が予定されているからその前までに要員や機材を派遣しておけばよいのであるが、実際の緊急事態ではその実施は極めて困難である。というのはO I L 1, 2に該当した区域の住民が動き出す以前に要員や資機材を所要の検査場所に送達し開設作業に着手しなければならないからである。また要員や機材が現地に到着してただちに検査業務を開始できるわけではなく、機材の設置、テント設営等の作業を想定すれば、いかに急いでも数時間～半日程度の時間を必要とするであろう。すると東北電力要員や県職員あるいは機材の派遣は、検査場所の開設予定日時よりかなり前に開始する必要がある。」

「かりにその手順を実現しようと思えば、遅くともA L (警戒事態) 発出の時点から要員や機材の派遣を開始しなければならない。しかし県の計画ではそのような開始時期に対する具体的な言及がなく、現実の状況を想定した内容とは思われない。」(10頁)

「シナリオ8 (北方向避難) についてみれば、O I L 1, 2による避難指示が発出されれば、該当地域の避難車両はすでに避難経路で移動を始めており、すぐに検査場所に流入する。検査場所を開設する人員・機材の搬送を後追いで始めたとすれば、避難車両に混じって走行することになり、避難車両が検査場所に到着する前に検査場所を開設することは全く不可能である。また避難指示が発出される前でも自主避難が一定の割合で発生すると予想されるから、かりに何らかの予測に基づいて先行して人員・機材の搬送を開始してもすでに避難車両の車列(渋滞)は始まっており、避難車両が検査場所に到着する前に検査場所を開設することは現実には考えにくい。」(11頁)について

レーン、要員、資材等を搬入する車両より先に避難者の車両が検査場所に向

かう道路を埋めてしまうこと、それを避けるためには、避難指示が出る前にレーン、要員、資材等を各検査場所に搬入する必要があるが、オフサイトセンターの機能不全（第10準備書面第8）、どの検査場所にいくつのレーンを設置するか、どの検査場所に何人の要員を派遣するかが事前に決まっておらず、全て事故後に災害対策本部長が決めることになっていること（第10準備書面の第3、第4）、災害対策本部長がそれを決めたとしても、（要員も含め）搬送自体に長時間を要すること、避難者と検査場所の距離のほうが、レーン、資材等の保管場所、要員の住所よりもはるかに近いこと等を考慮すると、避難者の車両が検査場所に向かう道路を埋める前に、レーン、要員、資材等を検査場所に搬送することは不可能である。

レーン、要員、資材等を積んだ車両が検査場所に近づく頃、検査場所の周りは避難者の車両で埋まっており、これらの車両は検査場所に近づくことすらできない。

検査場所を30km圏の近傍に置いたことがその主たる原因である。避難者の車両より先に、レーン、要員、資材等を検査場所に搬入できる見通しが無い現状は「マニュアル」の「④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること」に違反することが明らかである。協議会において検査場所の位置を変更する必要があったのである。

第6 「「阻害要因調査」では、あるシナリオで例示された7箇所だけでも合計50のレーン数（後述表2）が例示されている。（同資料p. 189～190）また情報公開請求により県に確認した資料（甲B10の5の1）によれば「シミュレーションにおける検査場所レーン設定」として18箇所・93レーンが設定されている。しかし現時点まで確認されている購入済の機材は12レーン分である（甲B10の5の2）。18箇所すべてが同時に開設されないとしても、前述「阻害要因調査」で検討されたシナリオについては少なくとも同時に開設す

る必要があるから、現在は設備的にも避難退域時検査を実施する体制は整っていない。」(11頁)について

検査場所が(検査する車両の数によって決定される)規模に対応した能力を発揮するためには、その能力に対応したレーン数を前もって決めておき、レーン数に比例した要員数と検査場所の特徴に対応した誘導員等の要員数も前もって決めておく必要がある。

しかるに、第10準備書面第3～4で述べたように、県はレーン数も要員数も事前に決めることはせず、事故後に災害対策本部長が決めることにしている。「検査場所が発揮すべき能力に対応したレーン数」「レーン数に比例した要員数と検査場所の特徴に対応した誘導員等の要員数」についてのデータが全くない中で、災害対策本部長がそれらを決めることができないことは明らかであり、決めたとしてもそれがその検査場所が発揮すべき能力に対応したものであるかどうかは「やってみなければわからない」ことになる。

事前に検査場所毎に「(レーン数を含む)資機材の種類と必要数量」と「(レーン数に比例した)要員の役割と標準的な要員数」を決めておくことを求めている「マニュアル」(甲B29の3の5～6頁、8頁)に違反することは明らかである。

第7 「所要人員の推定を行っておくべきであるところ「一概には言えない」というような姿勢では実効性のある計画とは認められない。」(12頁)について

第10準備書面第4で述べたように、検査場所の規模と特徴に対応する役割毎の必要最小限の要員数を決め、そのトータルがその検査場所の必要最小限の要員数となる。

検査場所毎の必要最小限の要員数を事前に決めておいて、事故が起きた場合は、災害対策本部長の判断を待つまでもなく、A検査場所には被告から○人、県から○人、B検査場所には被告から○人、県から○人と自動的に派遣される

協定を県と被告との間で締結し、その検査場所の必要最小限の要員数を速やかに充足できるようにしておく必要がある。

各検査場所の必要最小限の要員数が分からず、被告と県の間で検査場所毎の割り振りの取り決めもない中で、災害対策本部長から「鷹来の森運動公園の検査場所に被告から何名派遣するべきか、県が何名派遣するべきか」と問われても、回答できる職員は誰もいない。回答できる職員が誰もいなければ、災害対策本部長もそれを決めることができない。

災害対策本部長の思いつきと独断で決めれば、鷹来の森運動公園の検査場所に課されている能力にふさわしい要員数である保証はなく、要員の点で各検査場所が機能不全になることは明らかである。「一概には言えない」は、要員も含め、検査場所の稼働条件の検討を全くしてこなかったことの自白である。

第8 「これらの要件は法令に基づく公的資格ではないものの検査業務の従事者が具備すべき要件である。すなわち単に人数が充足していればよいというのではなく、研修記録など従事者の条件を有するかどうかを紐づけて把握していなければ検査・除染業務は実施できない。県の資料として「避難退域時要員名簿」（甲B10の23の3の1）はあるものの、名簿登載者が検査業務に従事する条件が整っているかどうかは不明である。あるいは「会議記録簿」（甲B10の24の3）では「総括責任者は主査級以上を想定しており、職員の確保及び名簿化の際各部局において考慮いただきたい」とあるが、職階だけでは検査業務に従事する要件とはならない。」（12頁）について

「マニュアル」8頁の「本マニュアルで示す検査及び簡易除染が実践できるよう、原子力防災に関する基礎的な研修及び機器の取扱い実習」を、県の320名だけではなく、被告の600名についても実施する必要がある。被告の600名も検査及び簡易除染に関与するからである（甲B10の15の3の4）。

しかしそのためには、県の320名と被告の600名の誰が検査及び簡易除

染に関与するのかを前もって決めておく必要があるが、第10準備書面第4で述べたように、県は検査場所における役割毎の必要最小限の人数の積算すら行っていない。

それをしない限り、県の320名と被告の600名の誰が検査及び簡易除染に関与するのかが分からず、(全員について実習を実施することが非現実的である以上) 結果として全員について実習を実施しないことになる。

第9 「要員数のうち責任者・補佐はともかくとして実動要員については、避難車両(避難者)数の多い検査場所ではその数に比例した要員を要するためである。たとえば検査レーンを複数設ければその倍数に比例した要員がいなければレーンが稼働しない。実際の運用にあたっては、非常時であるから多少の無理は許容するとしても、不眠不休では円滑な検査・除染要務の遂行はできなくなるから、最低でも2交替、望ましくは3交替のシフトが必要となるであろう。こうした活動で交替勤務を運用するためには、要員の休憩・供食・仮泊などの支援のために対象人数に対して一般的には稼働人員の1～2割程度の支援要員が必要とされる。これらも配置すべき要員として計上しなければならない。なお後述するように検査場所で安定ヨウ素剤の配布も行うのであればさらに人数は増加する。市民団体による宮城県に対する質問書(令和4年6月7日)によれば、これらの点につき依然として具体的な検討が行われていないと推定される。」(13頁)

「女川地域の緊急時対応として東北電力株式会社から約600名の要員が派遣されるとなっている。また調査囑託に対する回答の3によれば県から320名が派遣されることになっている。双方の具体的な分担は必ずしも明らかでないが、いずれにしても(600名+320名の)合計900名余では単に1交替分の要員にも足りず、これに交替制を想定すれば県による所要員の予測数は楽観に過ぎ現実性が乏しい。」(14頁)について

その検査場所でどれだけの数の車両の検査を実施するべきかはおよそ決ま

っており、その数は検査場所によって大きな違いがある（第10準備書面第2）。それが「マニュアル」の「規模」である。

従って、各検査場所に設置するレーンや要員も、各検査場所の「規模」に対応したものにならざるを得ない。補充意見書の指摘する「要員数のうち責任者・補佐はともかくとして実動要員については、避難車両（避難者）数の多い検査場所ではその数に比例した要員を要するためである。たとえば検査レーンを複数設ければその倍数に比例した要員がいなければレーンが稼働しない」は、第10準備書面第3、第4と同旨である。

そして、要員の数は検査場所の規模、位置、地形の特徴を反映したものである必要があるから、検査場所毎に「A検査場所の検査要員は最低でも〇人、誘導員は最低でも〇人」と役割毎の必要要員数を積算し、それをトータルして、A検査場所の必要最小限の要員数を決め、それを被告と県でどのように割り振るかも決めておく必要がある。

そのような準備を事前にしないまま、事故後に災害対策本部長の独断でそれを決めれば、必要最小限の要員数に達しないことが起きうる。逆に過剰な要員数を決めた場合は、他の検査場所の過少要員数をもたらす。

検査場所毎の規模と特徴に対応した、必要最小限の要員数と役割毎の内訳を事前に決めておくべきことは「マニュアル」5～6頁が「規模」に対応した現場計画と「検査での役割」の事前策定を求めていることから明らかであり、事故後に災害対策本部長の独断でそれを決める県の方針は「マニュアル」違反である。

「実際の運用にあたっては、非常時であるから多少の無理は許容するとしても、不眠不休では円滑な検査・除染要務の遂行はできなくなるから、最低でも2交替、望ましくは3交替のシフトが必要となるであろう。こうした活動で交替勤務を運用するためには、要員の休憩・供食・仮泊などの支援

のために対象人数に対して一般的には稼働人員の1～2割程度の支援要員が必要とされる。これらも配置すべき要員として計上しなければならない。」

「(600名+320名の)合計900名余では単に1交替分の要員にも足りず、これに交替制を想定すれば県による所要員の予測数は楽観に過ぎ現実性が乏しい」

の指摘も重要である。第10準備書面第6の2(継続日数が不明)で述べたように、継続日数は、要員数、食料に直接関連する事項である。1日か2日で検査が終わるのであればともかく、5日以上継続するのであれば、交替要員を用意する必要があり継続日数分の食料の供給も不可欠である。

継続日数は検査場所毎に違うので、用意すべき交替要員も検査場所毎に異なることになり、「A検査場所必要最小限の要員数は○人、(継続日数が○日と予想されるので)交替要員として○人を加える」「食料も○日分用意する」という判断が必要である。

しかし、現状は検査場所毎の能力を計算していないことの結果として、継続日数も分かっておらず、プラスする交替要員、用意すべき食料を決める基礎データ自体が欠けている。検査場所毎の必要最小限の要員数すら事故後に災害対策本部長の独断で決めるということであるから、継続日数に対応した交替要員の数など眼中にないのが現状である。

しかし、「継続日数が不明(交替するかしないか不明)」「食料の提供も不明」が、現在、被告600名、県320名の派遣者の事前確保にとって大きな障害となって現れていることは、第10準備書面第6で述べたとおりである。

第10 「東北電力派遣者と県職員の具体的な作業分担は明らかではないが、いずれも放射性物質が付着した避難車両あるいは避難者と接することから、被ばく管

理が必要となる。」(15頁)「一般公衆の被ばく許容限度が法的に年間1mSvとされ、一時避難所からの避難に従事するバス運転士であっても年間1mSvが適用されるところ、検査場所における検査・除染従事者に対する被ばく許容限度50mSvとはいかなる根拠によるのであろうか。また被ばく許容限度50mSvを前提とする業務に従事することについて職員の事前同意を得ること、各人が50mSvに達した場合にはそれ以上の業務に従事させないこと、さらには関係者が全員50mSvに達した場合には退域時検査場所の業務停止となるのかについて確認されているのか疑問である。」

「もし臨時に派遣される東北電力職員および県職員を「放射線業務従事者」とみなすのであれば、「放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「放射線障害防止法」)」に合致した教育・訓練、その他の管理が必要となり、それを行わずに業務に従事させることは違法となる。」

「かりに東北電力職員および県職員を「放射線業務従事者」とみなしたとしても、汚染の程度によっては被ばく累積量が50mSvに達し、交替制の制約以前にそれ以上の作業ができなくなる可能性もある。」(16頁)

「危険を前提として相応の訓練を受け職務に従事する消防職でさえ1回の救助活動あたりの10mSvのところ、名簿上割り当てを受けただけで検査・除染業務に従事する東北電力職員・県職員が被ばく許容限度50mSvとすると当事者の理解を得られるのか疑問である。」(17頁)について

一時避難所からの避難に従事するバス運転士であっても年間1mSvが適用されるところ、検査場所における検査・除染従事者に対する被ばく許容限度50mSvとされていることの根拠とその影響(教育と訓練、50mSvに達した場合の作業の中止、派遣対象者の理解)を問うものであり、この点についての原告らの県に対する情報公開請求の結果によれば、「避難退域時検査要員の配置及び各部局の配分」には派遣職員の確保の留意点として「被ばく線量限度が実効線量で50mSvとなる」と記載されているが、検査場所に派遣される東北電

力の社員と宮城県の職員に対し、事前に説明したうえで、同意を得る方針であることが県内部で確認されておらず、説明がないまま派遣される危険がある。

第11 「福島第一原発事故を参照すれば、検査場所自体が $1.2 \times 10^6 \text{ Bq/m}^2$ の範囲に入るか、少なくともそれと同等の表面汚染密度を以て避難車両（避難者）が検査場所に到着することになる。この表面汚染密度は簡易除染が必要となる計数率（ β 線） $40,000 \text{ cpm}$ に相当するから、すべての避難車両（避難者）が簡易除染に該当する可能性もある。一方で阻害要因調査では検査場所通過にかかる時間を乗用車・バスとも1台3分と設定し、除染は考慮していないとしている（同資料p. 36）。しかし実際に作業時間を実測した「避難帯域時検査時間記録の検証」（甲B10の17の3）では、汚染のない車両が全行程を通過する所要時間は平均6分5秒（最大9分13秒）、汚染のある車両が全行程（除染）を通過する所要時間は平均23分4秒（最大28分1秒）であった。この測定は参加車両29台という小規模な模擬実験であるが、これだけでも1台3分という想定を逸脱しており、検査場所通過時間が実際には2～8倍要する可能性があり、阻害要因調査（避難時間シミュレーション）が破綻する。」（17頁）について

30km圏の近傍に検査場所を放置した結果として、使用できると判断された検査場所が、その後、使用できない検査場所に変更されることがある。検査場所から30km圏内に続く車両の中で待機している間に被ばくした結果、ほとんどの車両が簡易除染の対象になることもあり得る。

検査場所の能力は、ほとんどの車両が簡易除染の対象になることも考慮に入れて、1日に何台検査できるかを調べる必要があるが、第10準備書面第6で述べたように、県は検査場所の能力自体を調べていないのであるから、当然のことながら、ほとんどの車両が簡易除染の対象になった場合どうなるかも分からないというのが現状である。

第12 「資機材の搬送手段・業者等も検討されていないことは原告準備書面8～9で指摘されているところである。原子力緊急事態は大規模な自然災害に起因して起きる可能性が高く、その際には各方面にわたる緊急支援物資輸送の要請も殺到するであろうから、搬送手段・業者の手配をどのようにするのか具体策を講じておく必要がある。加えて、大規模な自然災害の状況ではライフライン（電気・水道等）が停止している可能性が高い。そうした状況でも検査・除染を行うためには、電源車・給水車等の車両も必要となるが、それらの手配等について県の資料では見出すことができない。」（18頁）について

地の利を得ている避難者の車両の方が先に検査場所に着くことも考慮し、避難者の車両より先にレーン、要員、資材を検査場所に運び込むためには、レーン、要員、資材をどのような方法で運び込むか、搬送手段についての具体的検討が必要である。レーンの搬送については

- ① 避難開始から、レーンの運搬業者を選定するまでの時間（日時）を調査したことがない
- ② レーンの運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所でレーンを積み込み、検査場所に到着するまでの時間（日数）を調査したことがない

という状況にある（甲B10の32の2）。

要員のうち、県の職員については「現時点では、要員の移動手段は自家用車や公用車の乗り合いを想定しているが、他の有効な手段についても、引き続き検討していく」（甲B10の31の2）という状況にあり、自家用車を有していない（有していても家族が使っていて使用できない）職員をどうするか、その職員を乗せるに足るだけの公用車があるか（それを派遣用に使用できるか）は不明である。

避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に到着する保証は得られていない

のが現状である。

資材の搬送については、

- ① 避難開始から、必要資材を運搬する業者を選定するまでの時間（日時）を調査したことがない
- ② 必要資材の運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所で必要資材を積み込み、検査場所に到着するまでの時間（日数）を調査したことがない（甲B10の31の2）

のであるから、レーンや要員同様、避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に到着する保証は得られていない。

さらに言えば、資材のうち、個人防護装備については購入済が216着あり、不足する分を事故後、購入するとしても、メーカーや販売店等と交渉し、実際に取得できるまでの時間（日数）を検討したことがないのであるから、購入してから届けるのは非現実的である。他県から融通してもらって対応するとすれば、要員が検査場所に到着する前に届けることができないのは常識的に明らかである。安定ヨウ素剤についても

- ① 30km圏内全域で広域避難が開始された場合、検査場所で投与するのに必要な安定ヨウ素剤の（人単位の）個数を検討していない
- ② 不足の安定ヨウ素剤の購入を決定した後、メーカーや販売店等と交渉し、実際に取得できるまでの時間（日数）を検討したことがない
- ③ 避難開始から、安定ヨウ素剤を運搬する業者を選定するまでの時間（日時）を調査したことがない
- ④ 安定ヨウ素剤の運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所でレーンを積み込み、検査場所に到着するまでの時間（日数）を調査したことがない（甲B

10の31の2)

のであるから同様である。

検査場所を30km圏の近傍に置いたことが、レーン、要員、資材、安定ヨウ素剤を避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に到着させることができない主たる原因である。協議会の中で設置場所の変更を行うべきであったのであるが、検査場所で何が起きているかを想定しない方が「確認」を得やすいという思惑の下で協議をし、抽象的方針の上辺を撫でただけで「確認」を下した結果、設置場所の変更が検討対象になることはなかったのである。現在、そのことが、避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前にレーン、要員、資材、安定ヨウ素剤を搬入できないという形で首を絞めているのである。

第13 「検査場所を具体的にみると、一例として石巻市〈蛇田地区〉原子力災害時の防災マニュアル（甲B10の19）の鷹来の森運動公園拡大図のように、避難経路から外れてわざわざ脇ルートに入って立寄る形になる。これは「阻害要因調査」でも指摘されているように出入部でグリッドロック（双方向でにらみ合いになり動けなくなる現象）を起こす要因をわざわざ発生させているようなものである。OIL1, 2に該当して避難指示が発出されているのと同じ条件で長時間待機することになり、非現実的である。」（20頁）

「また簡易除染を行っても汚染を計数率40,000cpm以下に下げることができない場合、その避難者は別途除染施設への移動、避難車両は一時保管が必要となる。別途除染施設とは実際には医療機関であるが、その対象者が多数に達した場合、受入れ体制が整っているかは不明である。また避難車両の保管といってもその対象車両が多数に達した場合の保管場所等も不明である。」（21頁）について

鷹来の森運動公園の検査場所の出入口が一か所で、出入口でグリッドロックを

起こすことは、甲B10の34のとおりである。涌谷スタジアムの入口の信号も渋滞の原因となり得る（甲B10の36）。

各検査場所で何が起きるかを全く想定していないのであるから、同検査場所の能力と継続日数に重大な影響を与える要素であるグリッドロックをどのように解決するかについて、協議会で検討してこなかったのは当然であり、同検査場所のグリッドロックを解決できるか否かは「なってみなければわからない」（補充意見書26頁）ということになる。

簡易除染を行っても汚染を計数率40,000cpm以下に下げることができない場合の避難車両の一時保管と避難者の医療機関への移送も協議会において検討されていないことは、グリッドロックと同じである。

第14 「前出「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」で「放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間」としているところ、事前に服用のタイミングを判断することができないばかりか、事後にも一日程度を経過しなければ測定結果が出ないとすれば、服用のタイミングを判断・指示すること自体がそもそも手順として不可能となる。」

「放射性ヨウ素の放出がいつ始まるかは事故の進展に依存するため予測不可能である上に、個々の避難者にとってはいつ検査場所に到着するのも不確定である。検査場所で安定ヨウ素剤を配布するのであれば、かりに服用指示があったとしても「放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用する」という条件で安定ヨウ素剤を配布することは全く不可能であるし、ばく露後16時間以降の服用は効果がないとされている。要員配置など実務的な制約を別としても、検査場所で「事前に」安定ヨウ素剤を配布する計画自体が成立しない。」（22頁）について

訴状103頁～で述べたとおり、安定ヨウ素剤は、適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。すなわち放射性ヨウ素に曝露さ

れる24時間前から曝露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用する必要がある。曝露後16時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。逆に放射性ヨウ素に曝露後24時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積された放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性があるとされている（甲B14の1の5頁、甲B14の2の3頁）。

また、服用を指示するにあたっては、原則として医師が関与し、副作用の可能性もあることから医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的に行うことが必要とされている（甲B14の1の18頁、甲B14の2の13頁）。

検査場所自体、開設できるかどうかすら、はっきりしない状態にあることは第10準備書面で述べたとおりであり、開設できるとしてもいつ開設できるのか、いつまで検査が続くか分からない現状にある。そうであれば、適切なタイミングで投与できる保証はない。医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下での投与も困難であることは、医療関係者を含む要員が避難者より先に検査場所に到着できる保証がないことから明らかである。

第15 「冒頭指摘したように、原子力防災計画の一環としての避難計画は「防災」の枠組みである以上、「起きたものとして」立案する原則があり、自然災害と同様にまず科学的なシミュレーション等を活用し最大想定から出発すべきである。ところが県・市の現状の計画を検討すると「起きないものとして」あるいは「なってみなければわからない」という内容にとどまっている。そもそも実現しえない条件を前提としたり、法令・基準・指針等を逸脱する事項も少なからずみられ、実務的な問題以前に机上計画としても成立していない。」（26頁）について

検査場所で何が起きるか、それにどのように対応するかを、県も市も協議会も検討対象にしてこなかった。それが、検査場所が開設できるかどうかすら、はっきりしない現状の主たる理由である。なぜ検討対象にしていなかったのかといえ

ば、県も市も協議会を主催する内閣府も、放射性物質が外部に漏れるような重大事故は「起きないものとして」として捉えたからである。「起きないものとして」として捉えて検討対象にしない方が、国のお墨付き（協議会の「確認」と「地元同意」を得やすいという計算（忖度）があったことは、第8準備書面第1で述べたとおりである。

福島第一原発の事故は（1層から4層で）重大事故が「起きないものとして」捉える安全神話を信じていたことが一つの原因である（第5準備書面6～7頁）。福島第一原発事故によって、1層から4層については規制委員会の新たな基準で規制されることになったが、規制委員会の関与しない5層（避難計画）に安全神話が残っていたのである。

安全神話を露呈する主張を法廷で明らかにしている被告の姿勢にそのことが象徴的に現れている。「起きないものとして」5層に取り組めば、その結果が「なってみなければわからない」ということになる。第10準備書面で述べたように、レーン、要員、資材等、検査場所で起きる全てのことが今「なってみなければわからない」ということになっている。

東日本大震災を経験した奥山元仙台市長は「災害になれば普段していることは半分もできない。普段していないことは全くできない」という格言を残している。全ての面で「なってみなければわからない」検査場所は、奥山元仙台市長の格言に基づけば、「全くできない」に帰着する。

5層の安全神話の恐ろしい点は、避難する住民も避難させる県・市の担当者もそれを信じていることである。検査場所の開設について、県は「事故の数日後から数日間使用する」（甲B7の3の1の資料13）という方針をとっているが、事故から数日経過しなければ開設されないことを知っている市民はほとんどいない。県も市もそのことを広報していないからである。避難者の大部分は検査場所に行けばすぐに検査してもらえると信じている。

従って、被告が2号機を再稼働させ、事故が起き、広域避難を開始することに

なれば、ほとんどの避難者は指定された避難場所に向かって避難を開始し、避難させる県・市の担当者の側も「なってみなければわからない」作業を開始することになる。

裸の王様（検査場所）とそれに従う家来（被告の600名＋県職員の320名）のような悲喜劇が各検査場所で発生する。県は今さら「検査場所に向かわないで各自の判断で一刻も早く30km圏内から脱出してください」と言えないので、「なってみなければわからない」作業を繰り返し、避難者から「いつ検査場所が開くのか」と問い合わせを受けても「分からない」と回答する以外ない。

そのような状況の中で、耐久時間を超えたと判断した避難者は、各自の判断で過酷かつ危険な避難を開始することになる。

避難者の耐久日数（路上の車中で何日耐えられるか）は、バスの場合、水・食料の補給が予定されていないこと、トイレを探しながらの待機になること、高齢者が多く、車中で睡眠をとることが困難であることからして24時間が限界である。自家用車の場合も水・食料の補給が予定されていないことはバスと同様であるから、2日間（48時間）が限界である。従って、県の方針の「数日後から…」の数日が3日程度を意味するのであれば、開設前に避難者の耐久日数は超えることになる。第10準備書面で詳しく述べたように、検査場所の現状からすれば、3日後の開設すら困難である。

2日も3日も路上で待機しただけという避難計画など無い方がよほどましという状況が、10万を超える避難者の上に降りかかってくるのであり、この時、避難計画は「減災」計画ではなく（プラスは何もなくマイナスのみの）「増災」計画に変貌する（詳細は今回提出する原告らの甲B22の6の陳述書のとおり）。

本件訴訟において原告らは、避難計画のうち検査場所が「なってみなければわからない」現状であることを明らかにしたのであるから、検査場所の実効性に責任を負っている被告は、せめて第10準備書面第9を明らかにするべきである。

それができない時は、事故後の検査場所が、奥山元市長の格言の「全くできな

い」状態にあることを認め、10万を超える避難者の上に降りかかってくる「避難計画など無い方がよほどまし」という「増災」を回避させるべきである。

以上